産業廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

設置者名	嶽下産業株式会社
施設名称	嶽下産業株式会社中間処理場
設置場所	静岡県駿東郡小山町新柴831-6
問合せ先	0550-83-1992

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

（産業廃棄物処理施設の維持管理等）
法第十五条の二の三第二項　次の産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

１　廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

設置又は変更の許可申請書、軽微な変更等の届出書、設置の届出書に記載すべき事項	別添のとおり

２　廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

（公表すべき維持管理の状況に関する情報）
第十二条の七の二　法第十五条の二の三第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

環境省令の該当する号	施設の種類	公表事項
第七号	安定型の産業廃棄物の最終処分場	以下のとおり

イ　埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

（状況：　令和5年度分　公表の期限：翌月の末日）　（単位：t）

産業廃棄物の種類	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
廃プラ	18.04	11.28	17.11	5.01	3.74	5.28	7.70	19.80	29.98	4.68	17.77	13.86
金属くず	10.51	23.84	14.01	9.04	6.55	11.75	21.24	17.29	10.85	12.89	40.57	27.12
ガラス類	11.20	14.50	11.93	7.90	4.70	10.20	15.40	14.20	10.40	8.30	11.00	16.80
がれき類	9.47	12.00	2.07	15.24	5.92	8.81	23.38	5.48	14.06	43.96	16.28	10.80
アスベスト	2.96	1.97	3.55	2.22	1.04	1.63	6.22	3.55	1.78	47.36	9.32	4.88

ロ　最終処分基準省令第2条第2項第2号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第1条第2項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項

（状況：　　年度分　公表の期限：除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日）

（状況：　　年度分　公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日）

項　　目	点検を行った年月日	点検を行った結果	擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
埋め立てる1般廃棄物の流出を防止するための擁壁等	該当なし			

ハ　最終処分基準省令第2条第2項第2号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第1条第2項第十九号の規定による測定を行った年月日及びその結果

（状況：　　年度分　公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

項　　目	測定を行った年月日	測定を行った結果
残余の埋立容量の測定	別添のとおり	

ニ　最終処分基準省令第2条第2項第2号ロの規定による検査に関する次に掲げる事項

（状況：　令和5年度分　公表の期限：翌月の末日）

（状況：　令和5年度分　公表の期限：付着又は混入が認められた日の属する月の翌月の末日）

展開検査	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
実施回数	79	82	76	67	97	104	110	105	86	83	94	80
展開検査の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日												

ホ　最終処分基準省令第2条第2項第2号ハ及びホの規定による水質検査に関する次に掲げる事項

埋立処分開始前（周縁井戸A又は地下水集排水設備）

（状況：　　年度分　公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀	検出されないこと。				
総水銀	1リットルにつき0.005ミリグラム以下				
カドミウム	1リットルにつき0.01ミリグラム以下				
鉛	1リットルにつき0.01ミリグラム以下				
六価クロム	1リットルにつき0.05ミリグラム以下				
砒素	1リットルにつき0.01ミリグラム以下				
全シアン	検出されないこと。				
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。				
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.03ミリグラム以下				
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下				
ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下				
四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム以下				

1・2―ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム以下				
1・1―ジクロロエチレン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下				
1・2―ジクロロエチレン	1リットルにつき0.004ミリグラム以下				
1・1・1―トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム以下				
1・1・2―トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム以下				
1・3―ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002ミリグラム以下				
チウラム	1リットルにつき0.006ミリグラム以下				
シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム以下				
チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム以下				
ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下				
セレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下				
「検出されないこと。」とは、第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。 最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあっては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りでない。					

埋立処分開始前（周縁井戸B）

（状況：令和5年度分　公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
化学的酸素要求量(COD)		上流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.5mg/1未満
生物化学的酸素要求量(BOD)		上流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.5mg/1未満
カドミウム	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	上流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.0003mg/1未満
全シアン	検出されないこと。	上流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.001mg/1未満
鉛	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	上流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.001mg/1未満
六価クロム	1リットルにつき0.05ミリグラム以下	上流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.002mg/1未満
砒素	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	上流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.001mg/1未満
総水銀	1リットルにつき0.005ミリグラム以下	上流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.00005mg/1未満
アルキル水銀	検出されないこと。	上流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.0005mg/1未満

ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	上流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.0003mg/1未満
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.03ミリグラム以下	上流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.001mg/1未満
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	上流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.001mg/1未満
ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	上流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.002mg/1未満
四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	上流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.0002mg/1未満
1.2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム以下	上流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.0004mg/1未満
1.1-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	上流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.002mg/1未満
1.2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.004ミリグラム以下	上流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.004mg/1未満
1.1.1-トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム以下	上流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.1mg/1未満
1.1.2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	上流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.0006mg/1未満
1.3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	上流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.0002mg/1未満
1.4-ジオキサン	1リットルにつき0.005ミリグラム以下	上流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.005mg/1未満
クロロエチレン	1リットルにつき0.0002ミリグラム以下	上流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.0002mg/1未満
チウラム	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	上流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.0006mg/1未満
シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	上流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.0003mg/1未満
チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	上流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.002mg/1未満
ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	上流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.001mg/1未満
セレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	上流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.001mg/1未満
塩化物イオン		上流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	3.6mg/1
電気伝導率		上流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	15mS/m

「検出されないこと。」とは、第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあっては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りでない。

埋立処分開始後（周縁井戸A又は地下水集排水設備）

（状況：　　年度分　公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果

化学的酸素要求量(COD)		中流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	1.2mg/1未満
生物化学的酸素要求量(BOD)		中流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.8mg/1未満
カドミウム	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	中流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.0003mg/1未満
全シアン	検出されないこと。	中流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.001mg/1未満
鉛	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	中流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.001mg/1未満
六価クロム	1リットルにつき0.05ミリグラム以下	中流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.002mg/1未満
砒素	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	中流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.001mg/1未満
総水銀	1リットルにつき0.005ミリグラム以下	中流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.00005mg/1未満
アルキル水銀	検出されないこと。	中流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.0005mg/1未満
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	中流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.0003mg/1未満
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.03ミリグラム以下	中流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.001mg/1未満
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	中流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.001mg/1未満
ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	中流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.002mg/1未満
四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	中流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.0002mg/1未満
1.2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム以下	中流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.0004mg/1未満
1.1-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	中流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.002mg/1未満
1.2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.004ミリグラム以下	中流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.004mg/1未満
1.1.1-トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム以下	中流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.1mg/1未満
1.1.2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	中流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.0006mg/1未満
1.3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	中流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.0002mg/1未満
1.4-ジオキサン	1リットルにつき0.005ミリグラム以下	中流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.005mg/1未満
クロロエチレン	1リットルにつき0.0002ミリグラム以下	中流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.0002mg/1未満
チウラム	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	中流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.0006mg/1未満
シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	中流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.0003mg/1未満
チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	中流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.002mg/1未満
ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	中流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.001mg/1未満
セレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	中流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.001mg/1未満
塩化物イオン		中流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	4.8mg/1

電気伝導率		中流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	17mS/m
「検出されないこと。」とは、第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。 最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあっては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りでない。					

埋立処分開始後（周縁井戸B）

（状況：　　年度分　公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
化学的酸素要求量(COD)		下流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.5mg/1未満
生物化学的酸素要求量(BOD)		下流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.7mg/1未満
カドミウム	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	下流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.0003mg/1未満
全シアン	検出されないこと。	下流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.001mg/1未満
鉛	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	下流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.001mg/1未満
六価クロム	1リットルにつき0.05ミリグラム以下	下流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.002mg/1未満
砒素	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	下流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.001mg/1未満
総水銀	1リットルにつき0.005ミリグラム以下	下流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.00005mg/1未満
アルキル水銀	検出されないこと。	下流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.0005mg/1未満
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	下流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.0003mg/1未満
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.03ミリグラム以下	下流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.001mg/1未満
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	下流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.001mg/1未満
ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	下流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.002mg/1未満
四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	下流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.0002mg/1未満
1.2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム以下	下流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.0004mg/1未満
1.1-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	下流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.002mg/1未満
1.2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.004ミリグラム以下	下流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.004mg/1未満
1.1.1-トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム以下	下流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.1mg/1未満
1.1.2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	下流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.0006mg/1未満

1.3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	下流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.0002mg/1未満
1.4-ジオキサン	1リットルにつき0.005ミリグラム以下	下流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.005mg/1未満
クロロエチレン	1リットルにつき0.0002ミリグラム以下	下流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.0002mg/1未満
チウラム	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	下流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.0006mg/1未満
シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	下流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.0003mg/1未満
チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	下流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.002mg/1未満
ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	下流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.001mg/1未満
セレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	下流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	0.001mg/1未満
塩化物イオン		下流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	2.8mg/1
電気伝導率		下流	令和5年11月13日	令和5年11月30日	13mS/m
「検出されないこと。」とは、第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。 最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあっては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りでない。					

埋立処分開始後（浸透水採取設備）

（状況：　　年度分　公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀	検出されないこと。				
総水銀	1リットルにつき0.005ミリグラム以下				
カドミウム	1リットルにつき0.01ミリグラム以下				
鉛	1リットルにつき0.01ミリグラム以下				
六価クロム	1リットルにつき0.05ミリグラム以下				
砒素	1リットルにつき0.01ミリグラム以下				
全シアン	検出されないこと。				
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。				
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.03ミリグラム以下				
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下				

ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下				
四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム以下				
1・2―ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム以下				
1・1―ジクロロエチレン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下				
1・2―ジクロロエチレン	1リットルにつき0.004ミリグラム以下				
1・1・1―トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム以下				
1・1・2―トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム以下				
1・3―ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002ミリグラム以下				
チウラム	1リットルにつき0.006ミリグラム以下				
シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム以下				
チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム以下				
ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下				
セレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下				
「検出されないこと。」とは、第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。 最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあっては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りでない。					

埋立処分開始後、生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量について1月に1回以上測定し、かつ、記録すること。

（状況：令和5年度分　公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

	水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した場所	水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
				生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量
４月	桑木	令和5年4月3日	令和5年4月7日	0.5mg/1未満
５月	桑木	令和5年5月23日	令和5年5月29日	0.5mg/1未満
６月	桑木	令和5年6月26日	令和5年6月30日	0.5mg/1未満
７月	桑木	令和5年7月27日	令和5年7月31日	0.5mg/1未満
８月	桑木	令和5年8月30日	令和5年8月31日	0.5mg/1未満
９月	桑木	令和5年9月28日	令和5年9月29日	0.5mg/1未満

１０月	桑木	令和5年10月19日	令和5年10月24日	0.5mg/1未満
１１月	桑木	令和5年11月8日	令和5年11月14日	0.5mg/1未満
１２月	桑木	令和5年12月14日	令和5年12月20日	0.5mg/1未満
１月	桑木	令和6年1月6日	令和6年1月11日	0.5mg/1未満
２月	桑木	令和6年2月15日	令和6年2月20日	0.5mg/1未満
３月	桑木	令和6年3月25日	令和6年3月28日	0.5mg/1未満

埋立処分終了後、生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量について3月に1回以上測定し、かつ、記録すること。

（状況：　　年度分　公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

	水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した場所	水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
				生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量
１回目				
２回目				
３回目				
４回目				

ヘ　最終処分基準省令第2条第2項第2号ニ及びへの規定による措置に関する次に掲げる事項

（状況：　　年度分　公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日）

項　　目	原因の調査	措置を講じた年月日	措置の内容
地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合			

（状況：　　年度分　公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日）

項　　目	最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分の中止	措置を講じた年月日	措置の内容
水質検査の結果、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る基準に適合していないとき。			

水質検査の結果、生物化学的酸素要求量が1リットルにつき2十ミリグラムを超えているとき、又は化学的酸素要求量が1リットルにつき四十ミリグラムを超えているとき。			